

議案第76号

西脇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月30日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、後期高齢者医療制度及び福祉医療費助成制度における個人番号の利用に関する事項を定める必要があるため。

西脇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

西脇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年西脇市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

4 市長	西脇市福祉医療費助成条例（平成17年西脇市条例第109号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第2の10市長の項中「児童扶養手当の支給に関する情報」の右に「（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を加え、同表に次のように加える。

12 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	西脇市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。